

おむつ配送に関して

【自己負担金について】

- 支給される商品は、毎月50点以内であれば、ご利用者様の負担額は発生しません。50点を超える場合、超えた分はご利用者様のご負担となります。
- ご負担金は、配送時に集金いたします。
- 1回のご注文は、合計30点以上でお願いします。
毎月少量しか使用されない場合は隔月配達等で、1回の配送が30点以上になるようご注文ください。

【不在置きについて】

- 不在置きは、配送した商品の紛失等の危険があるため、ご遠慮いただいております。やむを得ず不在置きをご希望される場合は、「不在置き承諾書」に記入・押印の上、ご提出をお願いします。
- 不在置きをご希望される場合は、ご負担金の集金ができないため、ご注文を50点以内とさせていただきます。

【区外配送について】

- 区外に居住するご利用者様には、宅配便で配送しております。送料金は着払いとさせていただきますので、宅配業者にお支払いください。
- 区外配送の場合は、株式会社成玉舎により直接ご負担金の集金ができないため、ご注文を50点以内とさせていただきます。

《配送やおむつの種類の変更などの問い合わせ先》

株式会社 成玉舎

TEL 0120-73-5858 (フリーダイヤル)

FAX 0120-89-0223 (フリーダイヤル)

受付時間：午前9時～午後5時まで
(日曜日及び12月30日～1月3日を除く)

《北区への問い合わせ先》

健康福祉部 高齢福祉課 高齢相談係 03-3908-9083

ご利用のみなさまへ

1. 事業内容

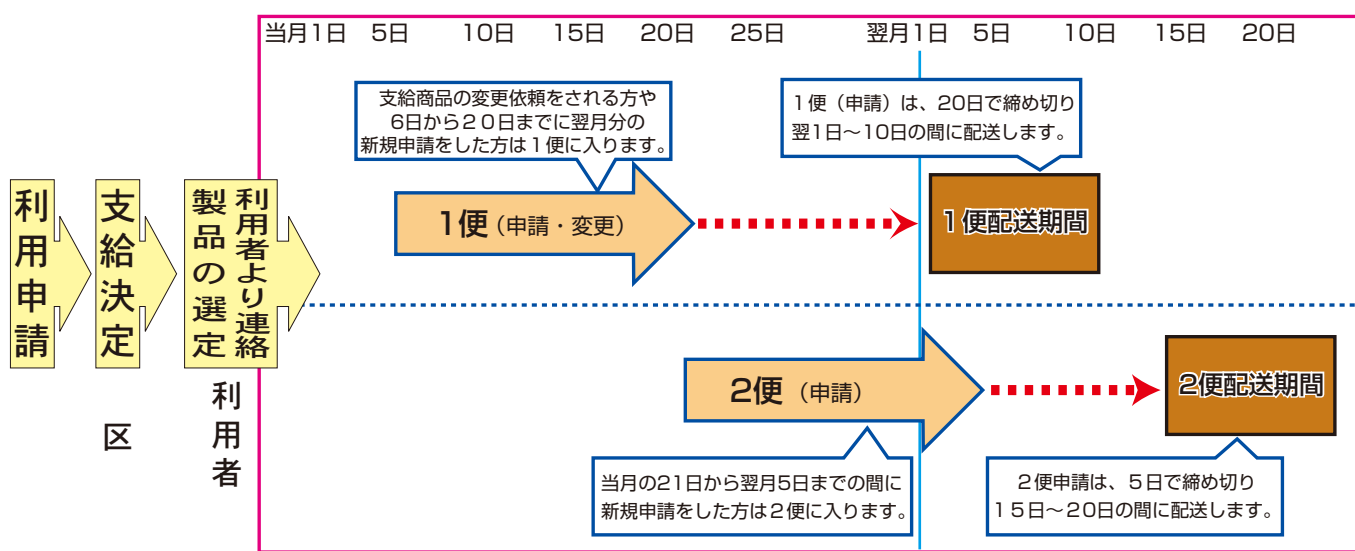
- 紙おむつの支給……月に1回、専門業者の配送により紙おむつを支給します。
- おむつ代金の助成…区で支給する紙おむつの使用を認めない病院に入院し、病院指定のおむつを使用している方に、月額5,000円を限度として助成します。
*同じ月に①と②のサービスを同時に受けることはできません。

2. 対象となる方

- 北区にお住まいで、常時おむつを必要とし、次のいずれかに該当する方
- 介護保険の要介護認定の結果が要介護4・5と認定された40歳以上の方
 - 介護保険の要介護認定の結果が要介護3と認定された75歳以上の方
- *介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院）に入所している方、生活保護を受けている方、心身障害者の紙おむつ等支給を受けている方を除きます。

3. 申請、手続、配送

新規の方は、各高齢者あんしんセンターへ申請が必要です。印鑑、介護保険証又は要介護認定結果通知をご持参ください。
(申請から配送までの流れ)



- *5日・20日が土・日・祝日の場合、締切日は休前日となります。(各高齢者あんしんセンターでは、土曜・祝日も受け付けております。)
- *2回目以降の配送は、すべて1便(1日～10日)配送となります。
- *配送日や配送時間の指定はできません。

4. 支給内容の変更、一時中止、再開等の連絡

高齢相談係	電話 3908-9083	成玉舎 電話 0120-73-5858
	施設入所、入院、転出、死亡	

- ご連絡は毎月20日までにお願いいたします。
- 一度配送した紙おむつの取替・返品はできません。

高齢者等の紙おむつ支給事業他
事業内容に関する問い合わせ先
北区健康福祉部高齢福祉課
高齢相談係 電話 3908-9083
(王子高齢者あんしんセンター) FAX 3908-1229

紙おむつの処理について

- 紙おむつに付着した汚物(固形物)は、ご家庭のトイレで完全に落としてください。
- 使用後の紙おむつは、燃えるゴミと同様に捨ててください。



令和3年度
(2021年度)

北区高齢者 紙おむつ等支給事業のご案内



お問い合わせは

株式会社 成玉舎

〒252-0212
神奈川県相模原市中央区宮下2-15-5

TEL 0120-73-5858 (フリーダイヤル)
FAX 0120-89-0223 (フリーダイヤル)

受付時間：日曜日及び12月30日～1月3日を除く
：午前9時～午後5時まで



支給内容の変更、一時中止、再開等のご連絡は、
毎月20日までにお願いいたします。

要介護4・5と認定された方へ

要介護高齢者等福祉マッサージ券

1年間に9枚のマッサージ券を支給します。

要介護高齢者等寝具乾燥サービス

月に1回専門業者による寝具乾燥等のサービスを行います。※

要介護高齢者等訪問理美容サービス

年4回ご自宅に理容師又は美容師を派遣します。※

※一部費用負担があります。

要介護4・5と認定された方、 要介護3(75歳以上)と認定された方へ

要介護高齢者等おむつ代金助成

区で支給する紙おむつの使用を認めない病院に入院し、病院指定のおむつを使用している方に、月額5,000円を限度におむつ代金を助成します。

※紙おむつの支給とおむつ代金の助成サービスを同時に受けることはできません。

※紙おむつの支給を受けている方が、代金助成に切替える場合は変更の手続きが必要となります。代金助成が開始されるのは、手続きをした月以降になりますので、お早めに手続きをしてください。

おむつ代金助成の申請日より前に医療機関で使用したおむつ代金は、領収書があっても助成できません。

※おむつ支給・代金助成は、介護保険施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院)に入所中の方、生活保護を受けている方は対象となりません。

上記のサービスが受けられますので問い合わせ先までご相談ください。

《問い合わせ先》

高齢福祉課 高齢相談係 電話 03-3908-9083